

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成27年4月30日(2015.4.30)

【公開番号】特開2014-239459(P2014-239459A)

【公開日】平成26年12月18日(2014.12.18)

【年通号数】公開・登録公報2014-070

【出願番号】特願2014-143370(P2014-143370)

【国際特許分類】

H 04 J 11/00 (2006.01)

【F I】

H 04 J 11/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成27年3月13日(2015.3.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

信号に関連付けられた複数のシンボルを生成し、

前記シンボルを所定の周波数帯域幅にわたりトーンにマッピングし、

前記マッピングの後で、前記所定の周波数帯域幅の一部を、前記信号の意図された受信者に知られてない多数のトーンを有するガード帯域幅に置き換える無線伝送の方法。

【請求項2】

前記置き換えることは、前記ガード帯域幅の前記トーンにマップされた1つ以上のシンボルをゼロにすることを含む請求項1記載の方法。

【請求項3】

前記ゼロにすることは、前記ガード帯域幅の前記トーンのエネルギーを実質的にゼロに低減すること、および、前記ガード帯域幅の前記トーンを実質的にゼロエネルギーで変調することの1つを含む請求項2記載の方法。

【請求項4】

前記シンボルは、スーパーフレームのプリアンブルのブロードキャストシンボルである請求項1記載の方法。

【請求項5】

前記意図された受信者は、移動装置である請求項1記載の方法。

【請求項6】

信号に関連付けられた複数のシンボルを生成することと、

前記シンボルを所定の周波数帯域幅にわたりトーンにマッピングすることと、

前記マッピングの後で、前記所定の周波数帯域幅の一部を、前記信号の意図された受信者に知られてない多数のトーンを有するガード帯域幅に置き換えることと

のために構成された少なくとも1つのプロセッサと、

前記少なくとも1つのプロセッサに接続されたメモリとを具備する無線伝送装置。

【請求項7】

前記置き換えることは、前記ガード帯域幅の前記トーンにマップされた1つ以上のシンボルをゼロにすることを含む請求項6記載の装置。

【請求項8】

前記ゼロにすることは、前記ガード帯域幅の前記トーンのエネルギーを実質的にゼロに

低減すること、および、前記ガード帯域幅の前記トーンを実質的にゼロエネルギーで変調することの1つを含む請求項7記載の装置。

【請求項9】

前記シンボルは、スーパーフレームのプリアンブルのブロードキャストシンボルである請求項6記載の装置。

【請求項10】

前記意図された受信者は、移動装置である請求項6記載の装置。

【請求項11】

信号に関連付けられた複数のシンボルを生成する手段と、

前記シンボルを所定の周波数帯域幅にわたりトーンにマッピングする手段と、

前記マッピングの後で、前記所定の周波数帯域幅の一部を、前記信号の意図された受信者に知られてない多数のトーンを有するガード帯域幅に置き換えるために動作可能な手段とを具備する無線伝送装置。

【請求項12】

前記置き換えることは、前記ガード帯域幅の前記トーンにマップされた1つ以上のシンボルをゼロにすることを含む請求項11記載の装置。

【請求項13】

前記ゼロにすることは、前記ガード帯域幅の前記トーンのエネルギーを実質的にゼロに低減すること、および、前記ガード帯域幅の前記トーンを実質的にゼロエネルギーで変調することの1つを含む請求項12記載の装置。

【請求項14】

前記シンボルは、スーパーフレームのプリアンブルのブロードキャストシンボルである請求項11記載の装置。

【請求項15】

前記意図された受信者は、移動装置である請求項11記載の装置。

【請求項16】

少なくとも1つのコンピュータを、

信号に関連付けられた複数のシンボルを生成することと、

前記シンボルを所定の周波数帯域幅にわたりトーンにマッピングすることと、

前記マッピングの後で、前記所定の周波数帯域幅の一部を、前記信号の意図された受信者に知られてない多数のトーンを有するガード帯域幅に置き換えることと

のために構成するコードを具備する、無線伝送をサポートするコンピュータ読取可能な記憶媒体。

【請求項17】

前記置き換えることは、前記ガード帯域幅の前記トーンにマップされた1つ以上のシンボルをゼロにすることを含む請求項16記載のコンピュータ読取可能な記憶媒体。

【請求項18】

前記ゼロにすることは、前記ガード帯域幅の前記トーンのエネルギーを実質的にゼロに低減すること、および、前記ガード帯域幅の前記トーンを実質的にゼロエネルギーで変調することの1つを含む請求項17記載のコンピュータ読取可能な記憶媒体。

【請求項19】

前記シンボルは、スーパーフレームのプリアンブルのブロードキャストシンボルである請求項16記載のコンピュータ読取可能な記憶媒体。

【請求項20】

前記意図された受信者は、移動装置である請求項16記載のコンピュータ読取可能な記憶媒体。